



【1】福祉に関する相談支援体制の確立

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域共生社会の実現に向けた市町村における相談支援体制のあり方については、社会福祉法において、以下3つの施策の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することが努力義務とされています。
 - 住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることできる環境の整備
 - 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
- ▶ これらは、新たな機関を設置するという趣旨ではなく、地域において必要となる機能が示されたものであり、実際にどのような形で整備するかについては、地域の実情に応じて様々な方法が考えられます。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 住民による地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める場については、社会福祉協議会や地域包括支援センター、相談支援事業所等が考えられますが、市町村を中心として地域で協議し、適切に定めていくことが必要です。
- ▶ また、市町村は、身近な圏域にある相談支援体制では対応しがたい複合化・複雑化した課題や制度の狭間にある課題等について、多機関が協働して包括的に受け止める体制を整備するため、区域における関係機関等で支援チームを編成し、分野横断的なネットワークを広げていくことが重要とされています。
- ▶ そして、こうしたチームやネットワークの形成に当たっては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどが多機関協働の中核を担うものと期待されており、地域の実情に応じ、関係者による協議のもと、その役割が適切に果たされる機関を定めていくことが必要となります。
- ▶ このほか、家庭に経済的な課題等を抱える児童生徒への相談支援体制については、自立相談支援機関と教育委員会や学校との協力が重要であることから、双方の機関が日頃から情報共有を行うことはもとより、スクールソーシャルワーカーとの連携を組織的に行うなどして、課題解決に向けた取組を進めていくことが求められます。

(3) 具体的な取組

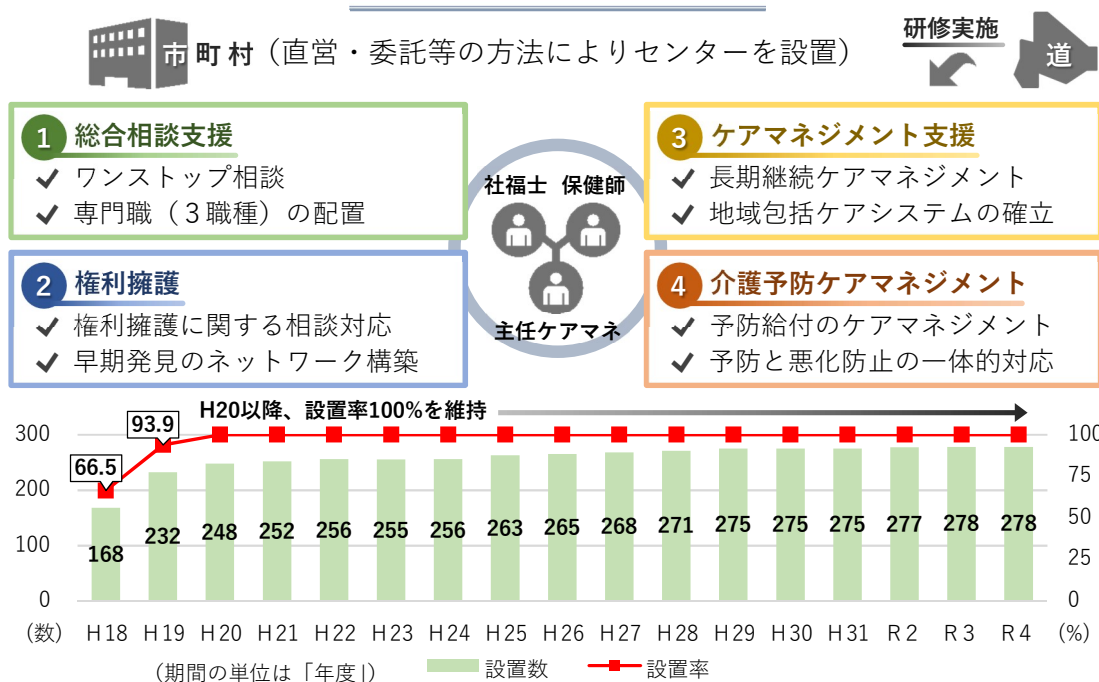
① 地域包括支援センターの機能充実に向けた取組

介護保険制度による「地域包括ケアシステム」は、高齢化の急速な進展に伴う医療・介護ニーズの増加を背景に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みであり、都道府県や市町村が地域の特性に応じて構築していくこととされています。

市町村が設置する地域包括支援センターは、こうした取組を進めていくための中核的な機関に位置付けられており、社会福祉士等の専門職が住民からの各種相談を幅広く受け付けて制度横断的な支援を実施するとともに、権利擁護や介護予防ケアマネジメントなどを行う相談機関として、全国全ての市町村に令和4年時点で計5,404か所が設置され、道内では計278か所となっています。

当該センターが地域包括ケアの要として、高齢化の進展への的確な対応をはじめ、制度横断的な多機関の協働に中心的な役割を担うことができるよう、道では、センター職員の知識・技術習得や資質向上を図るための研修を実施しており、こうした取組を通じて、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を図っていきます。

地域包括支援センターの概要



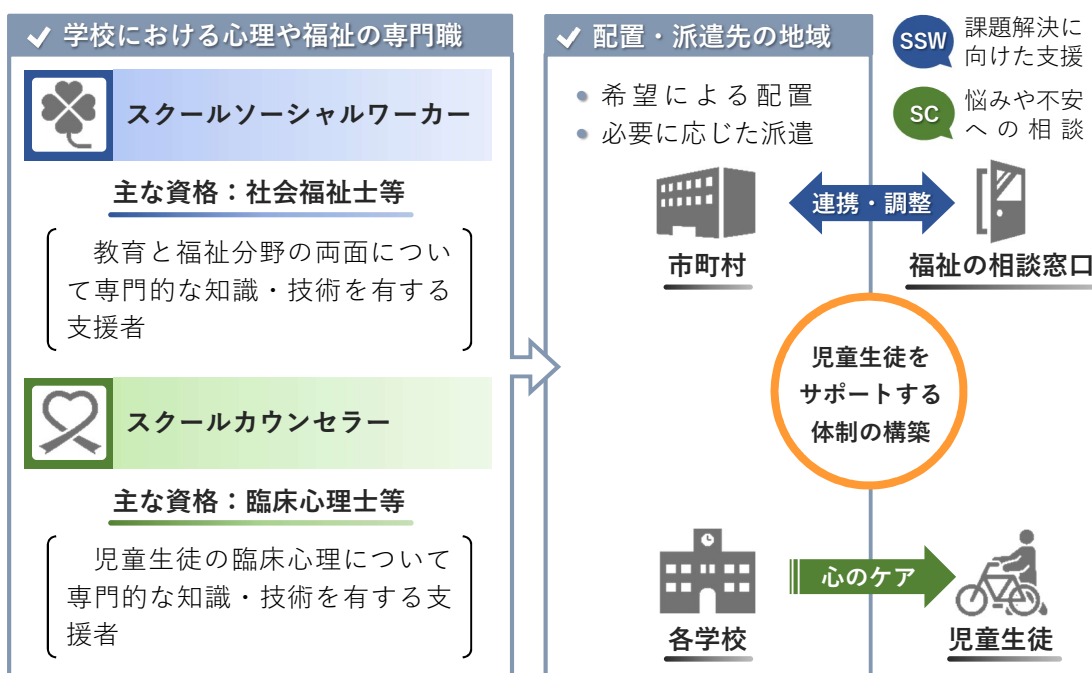
② 児童生徒が抱える課題に対する教育相談体制の充実

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等は、教育上の大きな課題であり、その背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭や友人関係、地域、学校といった環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。

児童生徒が置かれている様々な環境に着目し、学校の枠を越えて、関係機関との連携を一層強化しつつ、課題解決を図っていくためには、教育現場におけるコーディネーター的な存在が必要であることから、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくことが求められています。

道の教育委員会では、市町村の希望を踏まえてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を進めるとともに、未配置の地域や学校にも派遣する取組を行っており、市町村や学校の状況に応じて重点的な派遣を検討するほか、教職員等への研修や関係機関による協議会の開催などを通じ、学校と行政機関との連携体制を強化していきます。

スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制充実の取組概要



【2】地域福祉の基盤となる体制づくり

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域福祉の推進には、行政のみならず、住民や民間事業者、法人、民生委員・児童委員など多様な構成員の参加・協働が求められており、それぞれの地域における構成員が合意形成しながら、互いに連携する仕組みと協議を行う場を作ることが必要です。
- ▶ そして、地域生活課題の解決に向けては、これまでの待ちの姿勢ではなく、予防の観点から、住民の抱えている課題が深刻化・困難化する前に、早期に発見して支援へつなげていくことが大切であり、本人の意思を尊重しながら、ソーシャルワーカーなどの専門職によるアウトリーチや民生委員・児童委員等による見守りや情報共有を行い、必要時に支援が届けられるような環境を整えることが求められています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 地域における多様な構成員の協働による支援体制を整備していくには、分野別・年齢別の縦割りによる支援を当事者中心の支援と捉え直し、地域生活課題を解決することができる包括的な支援体制を整備することが必要であり、そのためには、専門職による多職種連携だけでなく、地域住民等と協働で連携していく仕組みづくりを目指していくことが必要です。
- ▶ 地域には、民生委員・児童委員や保護司、ボランティアなど、地域生活課題を解決したいとの気持ちから、地域福祉の推進に尽力している関係者が多く存在し、こうした方々が、地域住民の困りごとや心配ごとに耳を傾け、できる限り解決に結び付くような取組をしており、見守りや支え合いの活動のほか、様々な交流や行事の開催でつながりを支えたり、地域単位で住民の福祉活動を計画化するという取組を行うことが有効となります。
- ▶ このように、行政と地域福祉活動の担い手となる関係者とが協働し、課題を抱える住民を早期かつ積極的に把握し、支援に結び付けることのできる体制を構築されるよう、地域福祉を支える基盤を作っていくことが重要です。

(3) 具体的な取組

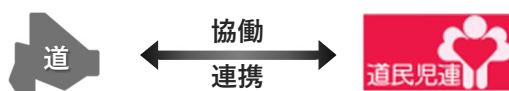
民生委員・児童委員の活動強化

民生委員・児童委員は、住民の方々にとって身近な相談相手であり、支援を必要とする方と行政や専門機関とのつなぎ役になるとともに、市町村による地域福祉計画の策定に参加するなど、地域福祉の中心的な担い手として活動を行っています。

市町村における包括的な支援体制の構築を進めていく中で、地域づくりの役割を担う民生委員・児童委員に寄せられる期待は大きくなっており、同時に、民生委員・児童委員の活動がより円滑に実施できる環境の整備が求められています。

民生委員法において都道府県は、市町村の区域ごとに民生委員の定数を条例で定めることとされているほか、民生委員・児童委員の活動に必要な研修を実施すると規定されていることなどを踏まえ、道では、北海道民生委員児童委員連盟との連携のもと、民生委員・児童委員に求められる役割等が十分に理解されるよう、総合的・計画的な研修を実施するとともに、民生委員・児童委員の役割や活動内容について道民に周知と理解を促すなど、民生委員制度の普及啓発を強化するなど、民生委員活動の一層の充実を図っていきます。

民生委員・児童委員の活動強化に向けた取組



民生委員・児童委員が活動するための総合的・計画的な研修 (民生委員法第18条)

✓ 地域福祉の推進	✓ 民生委員の活動支援
<p> ① 民生委員制度の普及啓発 …強化週間に合わせた広報等</p> <p> ② 民生委員活動の調査研究 …今後のあり方の研究等</p> <p> ③ 推進会議の開催 …児童委員の活動に関する協議等</p>	<p> ① 市町村民児協による研究協議会 …意見交換や情報共有等</p> <p> ② 民生委員のスキルアップ支援 …市町村民児協への講師派遣等</p> <p> ③ 市町村民児協の活性化 …活動経費への助成等</p> <p> ④ 市町村民児協のリーダー養成 …会長等を担う人材の養成研修</p>

© 全国民生委員児童委員連合会

【3】福祉サービスにおける基盤整備の促進

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域共生社会に実現には、地域における多様な主体の参画が必要であり、住民や地域の関係者のほか、社会福祉法人やNPO法人等の団体が果たす役割は大きいとされています。
- ▶ 社会福祉法人は、その公益性・非営利性を踏まえ、平成28年に施行された改正社会福祉法により、「地域における公益的な取組」を実施することが責務とされました。これを踏まえ、同法人は、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズについて、総合的かつ専門的に対応していくことが求められています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 社会福祉法人に期待される具体的な役割は、制度の狭間にある課題に着目し、地域に対して同法人が有する機能を可能な限り活用しながら、複数の法人により協働するなどして、各種研修会を開催し、地域で行われる勉強会に講師を派遣するほか、住民の交流会・懇談会を開催するためのコーディネートや場所の提供を行い、ボランティアの受け入れ等を通して福祉サービスの拠点になることなどが挙げられます。
- ▶ このため、社会福祉法人は、市町村による地域福祉計画の策定や実行に積極的に参画し、そのノウハウを活かして、地域生活課題の解決に必要な施策の内容や目標の設定などに関する協議を行うことが大切です。
- ▶ 社会福祉法人が担うこうした役割を踏まえると、同法人を所管する自治体としては、法に基づく指導監査の実施により、その適正な運営の確保を図るのみならず、第三者による専門的・客観的な評価を受けることを促進していくとともに、社会福祉施設における福祉サービスに関する利用者からの苦情解決に取り組むなど、利用者の立場に立った質の高いサービス提供にも資するよう努めていくことが重要です。
- ▶ このほか、福祉サービスにおける基盤整備の促進に向けては、高齢や障がい等により単独での移動が困難な方への支援として、社会福祉法人やNPO法人等の団体が担い手となって移動手段を確保していくなど、それぞれの地域が主体となった取組を進めていくことが求められています。

(3) 具体的な取組


① 指導監査を通じた社会福祉事業の適正化

社会福祉法において、国や自治体は、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保を目的に、同法人の自主性・自律性を前提として、定期的な指導監査を実施し、運営全般について必要な助言指導を行うこととされています。

道では、社会福祉法人の事業実施地域等に応じて所轄庁を定め、道本庁をはじめ、道の総合出先機関である総合振興局・振興局や各市が実施主体となり、実地を基本として指導監査を行っています。


指導監査の結果は文書で通知し、改善を要する事項が認められた場合には、所轄庁が定める期日までに改善状況の報告を求めるなどして、各法人が行う社会福祉事業の適正化と福祉サービスの質の向上が図られるよう、実効性ある指導監査に努めていきます。


社会福祉法人による「公益的な取組」と指導監査の概要




社会福祉法人の地域における公益的な取組例

社会福祉法第24条第2項の規定による福祉サービスの積極的な提供に関する努力義務

- 

1 社会福祉に関するサービスの提供
…単身高齢者の見守り支援など
- 

2 支援を必要とする方への福祉サービスの提供
…生活困窮世帯の子どもへの学習支援など
- 

3 無料又は低額で提供される福祉サービスの提供
…法人資産を活用した上乘せ・横出しサービスや利用料の減免等

★各法人による多様な公益的取組を推進することで、福祉ニーズに対応したサービスの充実を目指す。

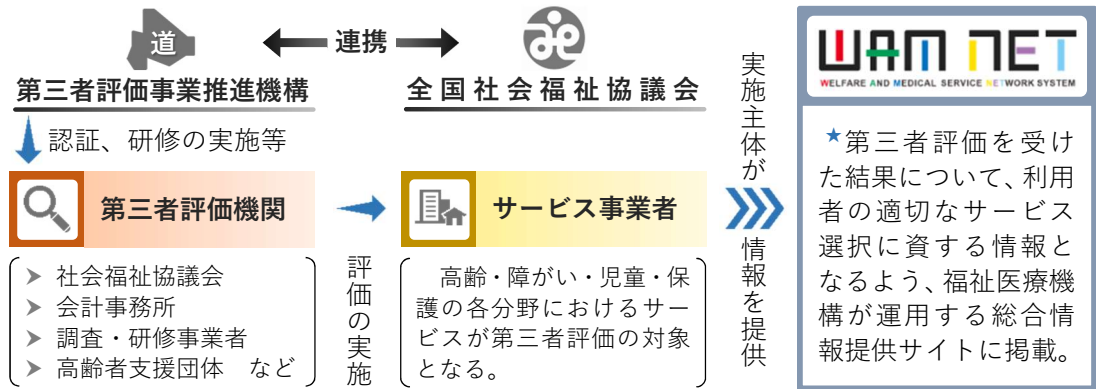
区分	所轄庁	指導監査の対象となる社会福祉法人	
A	各市	各市の管内のみで事業を行うもの	実施計画に基づき、原則、3年に1回の監査を実施。
B	振興局	振興局管内のみで事業を行うもの（A及び指定都市・中核市を除く）	
C	道本庁	法人本部が道内にあるもの（A及びBを除く）	

指導監査における助言指導をはじめ、改善報告による自主的な取組などにより、社会福祉法人の運営適正化と福祉サービスの質の向上を図る。

② 第三者による福祉サービスの質に関する評価

社会福祉事業を行う事業者は、社会福祉法において、福祉サービスの質を評価し、利用者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めることが義務とされています。

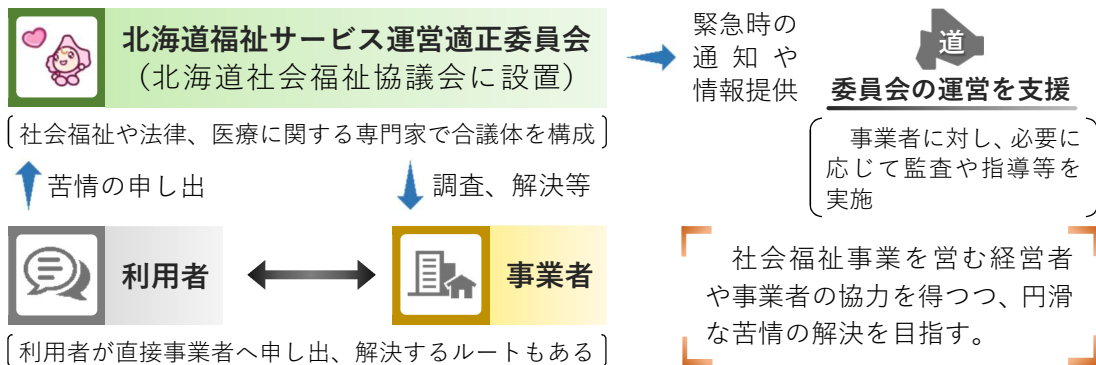
道では、国の指針に基づき、公正中立な評価機関が専門的・客観的な立場から評価し、各事業者が提供する福祉サービスの質の向上に結び付けるための「第三者評価事業」を行っており、評価の結果を公表することで、利用者のサービス選択に資するよう努めていきます。



③ 福祉サービスに関する苦情解決

福祉サービスに関する利用者からの苦情対応については、社会福祉法の規定により、都道府県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置し、その解決に向けた相談等を行うこととされています。

道では、北海道社会福祉協議会に同委員会を設置し、利用者からの苦情に対する相談や助言、事業者への調査、道への通知・情報提供等を行うことにより、利用者の福祉サービスの適切な利用を支援するとともに、その権利の擁護を図っていきます。



④ 単独での移動が困難な方への支援

高齢や障がい等により単独で公共交通機関を利用することが困難な方への支援については、「戸口から戸口まで」の個別輸送サービスを提供する「福祉有償運送」が、タクシー等の機関を補完する形で行われています。

福祉有償運送は、採算性などの面からバスやタクシー事業者が参入しないような場合に、公共の福祉を確保する観点から、道路運送法に基づき、NPO法人等が自家用自動車による有償運送の登録を受けて行うものであり、近年の過疎化や少子高齢化等によって社会構造が大きく変化する中、こうした福祉輸送サービスへのニーズは増大し、かつ多様化しています。

NPO法人等が福祉有償運送を行う場合には、市町村が開催する「地域公共交通会議」や「運営協議会」において、その必要性等に関する合意を得た上で運送区域の市町村を管轄する運輸支局に申請し、登録を受ける必要があります。道内について見ると、令和5年時点で計160の市町村にこの会議等が設置されています。

道では、福祉有償運送制度が地域で広く行われるとともに、その趣旨目的が浸透し、より一層安心・安全な個別輸送サービスとして普及していくよう、市町村における福祉の基盤整備を支援していきます。

福祉有償運送の概要

